

平成 20 年 8 月 22 日

財務大臣 伊 吹 文 明 殿

関税・外国為替等審議会会長

中山 信 弘

印

答 申 書

平成 20 年 8 月 22 日付財関第 934 号をもって諮問の  
あった相殺関税の税率変更について、本審議会の意見を  
下記のとおり答申する。

記

関税定率法第 7 条第 17 項の規定に基づき大韓民国  
ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックラ  
ンダムアクセスメモリー等に対する相殺関税の税率  
を変更することについては、諮問どおりに行うことが  
適当であると認める。